

「国外財産調書」の記載例

【各財産共通】

1 それぞれの国外財産を「事業用」と「一般用」に区分し、さらに、所在の別に区分します。

※ 財産の用途が、「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価額」欄には、一般用部分と事業用部分とを区分することなく算定した価額を記載してください。

2 国外財産の所在については、国名及び所在地を記載してください。

※ 各国外財産において記載例が示されている場合には、各国外財産の書き方に従って記載してください。

3 国外財産の価額については、その年の 12 月 31 日における国外財産の「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記載してください。

4 収支内訳書（所得税法施行規則第 47 条の 3）又は青色申告決算書（同規則第 65 条第 1 項）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載することとして差し支えありません。

5 財産債務調書を提出する場合には、国外財産調書に記載する国外転出特例対象財産（有価証券（特定有価証券に該当するものを除きます。）、匿名組合契約の出資の持分、未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利）について、「価額」欄の上段に取得価額を記載してください。

預貯金

1 上記「各財産共通」の 1 に加え、預貯金の種類（当座預金、普通預金、定期預金等）の別に区分します。

2 「種類」欄に預貯金の種類を記載してください。

3 「所在」欄は預貯金を預け入れている金融機関の所在地、名称及び支店名を記載してください。

有価証券（特定有価証券以外）

1 上記「各財産共通」の 1 に加え、有価証券の種類（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等）及び銘柄の別に区分します。

2 「種類」欄に有価証券の種類及び銘柄を記載してください。

なお、株式については、「上場株式」と「非上場株式」の別を明記してください。

3 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している場合には、金融商品取引業者等の所在地、名称及び支店名を記載してください。

※ 国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている有価証券については、この調書へ記載する必要はありません。

特定有価証券

1 上記「各財産共通」の 1 に加え、特定有価証券の種類（ストックオプション等）の別に区分します。

2 「種類」欄に特定有価証券の種類及び発行会社を記載してください。

3 「所在」欄に特定有価証券の発行会社の所在地を記載してください。

※ 「特定有価証券」とは、所得税法施行令第 170 条第 1 項に規定する有価証券（一定の譲渡制限付株式や一定の新株予約権等）をいいます。

その他の動産

○ 右記「貴金属類」に準じて記載してください。

※ その他の動産とは、家庭用動産（家具や什器備品、自動車などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます。))、棚卸資産、減価償却資産をいいます。

※ 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、家庭用動産として取り扱って差し支えありません。

「合計額」欄

○ 2 枚以上の調書を作成、提出する場合でも、「合計額」は 1 枚目の調書に記載してください。

整理番号

OXXXXXX

令和××年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を有する者	住所	東京都千代田区霞が関 3－1－1				
	氏名	国税 ふたば				
	個人番号	0000 0000 0000		電話	(自宅) 勤務先・携帯) 番号 03－XXXX－XXXX	
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	(上段は有価証券等の取得価額) 価額	備考
			国名			
土地		一般用 事業用	オーストラリア	〇〇州△△XX 通り 6000	1 200 m ²	円 54, 508, 000 円
建物		一般用	オーストラリア	〇〇州△△XX 通り 6000	1 150 m ²	80, 000, 000
建物		一般用	アメリカ	△△州〇〇市 XX 通り 4440	1 95 m ²	77, 800, 000 土地を含む
建物	減価償却資産	事業用	アメリカ	青色申告決算書（又は収支内訳書）のとおり		65, 000, 000
現金		一般用	オーストラリア	〇〇州△△XX 通り 6000		5, 000, 000
預貯金	普通預金	一般用	アメリカ	〇〇州△△XX 通り 123 (〇〇銀行△△支店)		23, 781, 989
預貯金	定期預金	一般用	アメリカ	〇〇州△△XX 通り 123 (〇〇銀行△△支店)		58, 951, 955
有価証券	上場株式 (〇〇securities, Inc.)	一般用	アメリカ	△△州〇〇市 XX 通り 321 △△証券××支店	10, 000 株	3, 000, 000 3, 300, 000
特定有価証券	ストックオプション (〇〇Co., Ltd.)	一般用	アメリカ	〇〇州△△市 XX 通り 400	600 個	3, 000, 000
匿名組合出資	C 匿名組合	一般用	アメリカ	△△州××市〇〇通り 456 (Cxxx D. Exxx)	100 口	100, 000, 000 140, 000, 000
未決済信用取引等に係る権利	信用取引 (××)	一般用	オーストラリア	〇〇州△△XX 通り 567 ××証券××支店	400 口	0 △4, 500, 000
未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引 (〇〇)	一般用	オーストラリア	〇〇州△△XX 通り 567 ××証券××支店	100 口	30, 000, 000 29, 000, 000
貸付金		一般用	アメリカ	△△州〇〇市 XX 通り 10 123 号室 (Axxx B. Yxxxx)		15, 600, 000
未収入金		事業用	オーストラリア	〇〇州△△XX 通り 30 (Bxxx A. Jxxxx)		4, 400, 000
書画骨とう	書画	一般用	アメリカ	△△州〇〇市 XX 通り 4440	2 点	2, 000, 000
貴金属類	金	一般用	アメリカ	△△州〇〇市 XX 通り 4440	1 Kg	5, 000, 000
その他の動産	自動車	一般用	アメリカ	△△州〇〇市 XX 通り 4440	1 台	6, 000, 000
その他の動産	減価償却資産	事業用	アメリカ	青色申告決算書（又は収支内訳書）のとおり		30, 000, 000
その他の財産	委託証拠金	一般用	アメリカ	〇〇州△△XX 通り 987 〇〇証券〇〇支店		10, 000, 000
合 計 額					608, 841, 944	
(摘要)						

令和 7 年 1 月から、申告書等（国外財産調書及び国外財産調書合計表を含む。）の控えに収受日付印の押なつを行っておりませんので、申告書等を書面で提出（送付）する場合は、提出用のみを提出（送付）してください。

また、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

土地

○ 「数量」欄の上段に地所数を、下段に面積を記載してください。

建物

1 「数量」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記載してください。

2 2 以上の財産の区分からなる財産を一括して記載する場合には、「備考」欄に一括して記載する財産の区分等を記載してください。

現金

○ 左記「各財産共通」の 1 の別に区分し、記載してください。

匿名組合契約の出資の持分

1 左記「各財産共通」の 1 に加え、匿名組合の別に区分します。

2 「種類」欄は匿名組合名を記載してください。

3 「所在」欄は金融商品取引業者等取引を委託している場合には、その所在地、名称及び支店名を記載してください。

未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利

1 左記「各財産共通」の 1 に加え、未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の種類及び銘柄の別に区分します。

2 「種類」欄に未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の種類及び銘柄を記載してください。

3 「所在」欄は金融商品取引業者等取引を委託している場合には、その所在地、名称及び支店名を記載してください。

貸付金及び未収入金

○ 「所在」欄は債務者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在を記載してください。

書画骨とう及び美術工芸品

1 左記「各財産共通」の 1 に加え、書画骨とうの種類（書画、骨とう、美術工芸品）の別に区分します。

2 「種類」欄に書画骨とうの種類を記載してください。

3 「数量」欄に点数を記載してください。

貴金属類

1 左記「各財産共通」の 1 に加え、貴金属の種類（金、白金、ダイヤモンド等）の別に区分します。

2 「種類」欄に貴金属類の種類を記載してください。

3 「数量」欄に点数又は重量を記載してください。

その他の財産

○ 上記「貴金属類」に準じて記載してください。

※ その他の財産とは、どの区分にも当てはまらない財産で、例えば、保険の契約に関する権利、民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資、信託受益権などをいいます。

※ 国外に存する債務については国外財産調書への記載は不要です。

※ 価額の記載に当たっては、裏面を参照してください。

国外財産の価額の算定方法等

◎ 国外財産の価額

この調書に記載する国外財産の価額は、それぞれの国外財産に係る「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

なお、「時価」とは、「その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）」などをいいます。

また、「見積価額」とは、「その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」をいいます。

※ この調書に記載する国外財産が、①事業所得の金額の基礎となった棚卸資産である場合には「棚卸資産の評価額」を、②減価償却資産である場合には、その財産の「償却後の価額」を見積価額として記載してください。

◎ 国外財産の見積価額の例示

この調書に記載する国外財産の「見積価額」については、その国外財産の区分に応じて、例えば、次のような方法により算定しても差し支えありません。

1 土地

- (1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。
- (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。
- (3) その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

2 建物

- (1) 上記 1「土地」の(1)から(3)までのいずれかの価額。
- (2) 業務の用に供する資産以外のものである場合は、取得価額から、その年の 12 月 31 日における経過年数に応ずる償却費の額(※)を控除した金額。
※ 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の 12 月 31 日までの期間（その期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年とします。）の償却費の額の合計額とします。
また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。

3 山林

上記 1「土地」の(1)から(3)までのいずれかの価額。

4 預貯金

その年の 12 月 31 日における預入高。

5 有価証券

金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券については、次の価額。

- (1) その年の 12 月 31 日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。
- (2) (1)がない場合には、その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。
- (3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額。

イ 株式については、当該株式の発行人のその年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

ロ 新株予約権については、次の算式で計算した金額。
（「新株予約権の対象となる株式の時価又は見積価額(※)」－「1 株当たりの権利行使価額」）×「権利行使により取得することができる株式数」
※ 「株式の見積価額」については、上記(1)、(2)又は(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。

- (4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額。

6 匿名組合契約の出資の持分

- (1) 組合事業に係るその年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

- (2) (1)がない場合には、出資額。

7 未決済信用取引等に係る権利

金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。

8 未決済デリバティブ取引に係る権利

- (1) 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引
取引所において公表されたその年の 12 月 31 日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「みなし決済損益額」といいます。）。

- (2) 上記(1)以外のデリバティブ取引

イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限り（以下イにおいて同じです。））に基づき算出したみなし決済損益額（その年の 12 月 31 日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の 12 月 31 日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。

ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として 1 円。

9 貸付金

その年の 12 月 31 日における貸付金の元本の額。

10 未収入金

その年の 12 月 31 日における未収入金の元本の額。

11 書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類

- (1) その年の 12 月 31 日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。
- (2) (1)がない場合には、その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその国外財産を譲渡した場合における譲渡価額。
- (3) (1)及び(2)がない場合には、取得価額。

12 その他の動産

その他の動産（家庭用動産（家具や什器備品、装身具、自動車、船舶、航空機などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます。））を含みます。）で、業務の用に供する資産以外の資産である場合は、上記 2「建物」の(2)の取扱いに準じて計算した価額。

なお、その財産が家庭用動産で、その取得価額が 100 万円未満のものである場合には、その年の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものであるとして取り扱い、国外財産調書に記載しないこととして差し支えありません。

13 その他の財産

上記 1 から 12 までの財産に当てはまらない財産、例えば、保険の契約に関する権利、民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資、信託受益権については、次により計算した価額。

- (1) 保険の契約に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。
ただし、その年中の 12 月 31 日前の日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えありません。
- (2) 株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利（有価証券に該当するものを除きます。）については、上記 5「有価証券」の取扱いに準じて計算した価額。
- (3) 民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資については、上記 6「匿名組合契約の出資の持分」の取扱いに準じて計算した価額。
- (4) 信託受益権については、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次によります。
イ 元本と収益との受益者が同一人である場合……信託財産の見積価額。
ロ 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合……「上記イの価額」×「受益割合」
ハ 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合
（イ）元本を受益する場合……「上記イの価額」－「(ロ)により算定した価額」
（ロ）収益を受益する場合……受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額又は「その年の 12 月 31 日が属する年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」
- (5) 上記(1)から(4)までの財産以外の財産
その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。

◎ 有価証券等の取得価額の例示

この調書に記載する有価証券（特定有価証券に該当するものを除きます。）、匿名組合契約の出資の持分、未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の「取得価額」については、その財産の区分に応じて、例えば、次のような方法により算定しても差し支えありません。

1 有価証券及び匿名組合契約の出資の持分

- (1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。
- (2) 相続（限定承認を除きます。）、遺贈（限定承認を除きます。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。
- (3) (1)及び(2)により算出することが困難である場合には、次の価額。
イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。
ロ その年の 12 月 31 日における当該財産の価額の 100 分の 5 に相当する価額。

2 未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利

当該財産のその年の 12 月 31 日における価額をみなし決済損益額より算出した価額により記載する場合にはゼロ。

◎ 外貨で表示されている財産の邦貨換算

この調書に記載する財産の価額が外国通貨で表示されている場合には、調書を提出する方の取引金融機関（その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表するその年の 12 月 31 日における最終の対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場）により邦貨に換算した価額を記載してください。

◎ 共有財産の価額の取扱い

この調書に記載する財産が共有財産である場合、その財産の価額は次によります。

- (1) 持分が定まっている場合……その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額。
- (2) 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含みます。）……各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額。